

公示番号：180452

国名：インドネシア

担当部署：人間開発部保健第二グループ第三チーム

案件名：医薬品食品安全強化プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年2月上旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.43 M/M、合計 0.93M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	13日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年12月26日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月11日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- （計100点）

類似業務	保健医療分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」）では、経済成長に伴い食品の市場規模が拡大しているが、流通する食品の安全性が課題となっている。医薬品についても、市販前の製造・品質管理に係る規制等はあるものの、市販後に流通している医薬品の副作用や健康被害を検知する体制が不十分となっている。

この原因の一つとして、加工食品と医薬品の安全性を管轄する国家医薬品食品監督庁（National Agency For Drug and Food Control/インドネシア語名 Badan Pengawas Obat dan Makanan。以下、「BPOM」という。）において、有害事象発生時に迅速に報告及びフィードバックを行うための中央と州事務所間のネットワークが十分機能しておらず、原因を分析する検査能力も不足していることが挙げられる。この結果、安全でない加工食品・医薬品を摂取した一般市民に健康被害が発生してもこれを検知できず、また被害情報を公開して被害拡大を防ぐことができない状態となっている。

上記課題を踏まえ、インドネシア政府は、食品分野において 2010 年に食品安全に係る事象時にこれを検知し、首都と各州・省庁横断的に情報共有を行うインドネシア食品及び飼料に関する早期警戒システム（Indonesian Rapid Alert System for Food and Feed。以下、「INRSFF」という。）を導入し、2014 年から本格実施している。BPOM は、INRSFF において国内関係機関の調整及び海外との情報交換の窓口として位置づけられているため、早期警戒対応のための体制整備の必要性が高い。さらに、インドネシア政府は、2011 年に国家食品安全ネットワーク調整に関する国民福祉調整大臣令 No. 23 を発出し、INRSFF 導入を通じた関係省庁間の情報共有体制、及びリスクを評価する専門家委員会を設置するなど食品の安全性向上を目指している。

医薬品分野では、市販後の医薬品安全監視（pharmacovigilance。以下、「PV」という。）として、2014 年に製薬会社による自社製品の副作用の情報収集及び BPOM への報告が義務化されている。PV の規制強化に伴い、製薬企業から報告される有害事象に対応するため、PV 部門の強化が急務となっている。また、2019 年までの国民皆保険をめざした国家社会保障制度の導入などにより国民の医薬品へのアクセスが拡大し、これらに伴い医薬品の品質管理及び安全性向上へのニーズが高まっている。

さらに、インドネシアは食品・医薬品の両分野において、ASEAN 域内能力強化に積極的役割を担っている。

このような状況の下、上記取り組みについて豊富な技術と経験を有する我が国に対し、インドネシア政府から当該分野の技術移転・能力強化、普及に関する技術協力プロジェクトの実施の要請を受け、JICA は 2016 年 7 月から 5 年間の予定で「医薬品食品安全強化プロジェクト」を実施している。本プロジェクトは、食品安全監視及び管

理能力の向上、市販後医薬品の安全管理システムの強化、食品検査における BPOM 中央検査室センター及び BPOM 地方検査室の能力強化の協力分野からなる案件である。2018 年 11 月現在、3 名の長期専門家(チーフアドバイザー/医薬品安全、食品安全、業務調整)を派遣中である。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクト中間地点までのプロジェクトの投入実績、活動実績、計画達成度を調査・確認し、問題点を整理するとともに、日本人専門家チーム、インドネシア側関係者ととも評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から評価し、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性を確認し、必要に応じ改善に向けた提案(PDM 及び活動計画の修正を含む)を行うことを目的とする。調査結果は合同中間レビュー報告書に取りまとめ、インドネシア側関係者と日本側関係者で協議議事録(Minutes of Meetings, M/M)で確認する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2019年2月上旬~2月中旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会(Joint Coordinating Committee, JCC)議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他インドネシア側関係機関等)に対する質問票(英文)を提案する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2019年2月中旬~2月下旬)

- ①JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③インドネシア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びインドネシア側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びインドネシア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上

で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。

- ⑦中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2019年3月上旬～3月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③中間レビュー調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

評価報告書（英文）、担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）、調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付して提出することとし、2019年3月中旬までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2019年2月10日～2019年2月22日を予定しています（インドネシア側の都合などにより1週間程度前後する可能性があります）。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり予定しています。

ア) 総括（JICA）

イ) 技術参与（医薬品安全）

ウ) 技術参与（食品安全）

エ) 協力企画（JICA）

オ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以

下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

全行程に対する移動車両の提供（JICA 調査団員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし。英語で実施。

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（2）参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第三チーム（TEL:03-5226-6341）にて配布します。

・プロジェクトの基本文書（最新版のR/D、PDM、Plan of Operation）

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・「医薬品・食品安全強化プロジェクト」の概要

[（https://www.jica.go.jp/project/indonesia/017/index.html）](https://www.jica.go.jp/project/indonesia/017/index.html)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業

を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上